第4章 国民本位の行財政改革

国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築する。このため、以下の改革に取り組むとともに、「基本方針 2006」²⁵、「基本方針 2007」²⁶に沿って資産債務改革等を実行する。

(3) 政府機能見直しプログラム~ムダ・ゼロの実現~

【改革のポイント】

中期的なプログラムに沿って、官から民へ、国から地方へ等の基本的視点に立って 事業の仕分け・見直しを行いつつ、ムダのない政府をつくる。

【具体的手段】

- (1) 国と地方の仕分け(「地方分権改革」において記述)
- (2) 官と民の仕分け
 - ① 独立行政法人改革

「独立行政法人整理合理化計画」³¹を確実に実行するとともに、独立行政法人 通則法³²の改正により、内閣によるガバナンスの強化を図る。

② 市場化テスト

内部管理業務等の重点分野について検討し、平成 20 年内に「公共サービス改革基本方針」を改定する。地方分権と並行して、地方出先機関へ導入する。

- (3) 「ムダ・ゼロ政府」を目指して
 - ① 民間経営ベストプラクティスの導入

予算の受取手の明示 (平成 20 年度試行、21 年度実施)、成果による職員評価 (21 年度実施)、残業削減 (20 年度試行)、目標による組織管理 (21 年度試行)、業務の分析・「見える化」 (20 年度試行) を実行する。

② 内部管理業務のITを活用した効率化 旅費業務等の内部管理業務について、「アクションプラン」33を実行する。

^{31 「}独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)

^{32 「}独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)

^{33 「}ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」(平成 20 年 5 月 30 日)